



北海道

一般措置区域用



緊急事態措置協力支援金 (飲食店等)【9月分】 申請の手引き

令和3年9月13日(月)から9月30日(木)までの期間

(全ての期間にご協力いただくことが必要です。)

一般措置区域(石狩管内(札幌市を含む)、

小樽市及び旭川市以外の区域。以下同じ。)の対象施設のうち、

営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の

拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する

事業者を対象に、支援金を支給いたします。

申請受付期限:令和3年11月30日(火)【当日消印有効】

「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)」の不正受給は犯罪です。

令和3年10月1日

北海道 感染防止対策協力支援金 事務局

緊急事態措置協力支援金(飲食店等)【9月分】申請について

本支援金は、次の対象施設を管理する事業者が対象です。

要請期間	令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで(18日間) (全ての期間にご協力いただくことが必要です。)
対象地域	石狩管内(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市 以外の地域
対象施設 (※1)(※2)	〔飲食店〕飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	1 営業時間は、5時から20時までとする。
	2 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件*を満たす店舗においては19時30分までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。 * ・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
	3 業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する。 ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理、誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など
	4 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
支給金額	1店舗1日当たりの支援金額* × 要請に応じた日数(18日間) * 店舗ごとに企業規模や売上高等に応じて算出した金額

注 意

支援金の不正受給は犯罪です。不正受給が発覚した場合は、給付決定を取り消し、協力金の全額返還を求めます。虚偽の申請は、絶対に行わないでください。

- ※1 従来から20時を超えて営業を行っている施設が営業時短(5時～20時)等を行った場合支給対象となります。
- ※2 対象施設については、要請期間の前日(令和3年9月12日(日))までに、保健所の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「社交飲食店営業許可」などでは不可)を取得し、かつ、**営業実態がある施設**が対象です。

注 意

管理している施設が、次の市町村(一般措置区域以外)にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。

◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

支援金支給判定フローチャート

①営業許可証・営業実態

要請期間の前日から全ての要請期間において有効な保健所の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証を取得しており、営業実態がありますか？
(更新時期が要請期間内の場合は、更新前後の許可証が必要です。)

※飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。



はい

②従来の営業時間

従来の営業時間は20時を超えていますか？



はい

③営業時間の短縮の有無

要請期間において、営業時間を20時まで短縮しましたか？



はい

④酒類の提供

酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)をしましたか？



はい

⑤酒類提供の要件

一定の要件*を満たし、19時30分までの提供としましたか？

*一定の要件については、1ページをご参照ください。



はい

⑥感染防止対策

業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目などの感染防止対策を実施しましたか？



はい

支援金の申請が可能です

いいえ

いいえ

いいえ

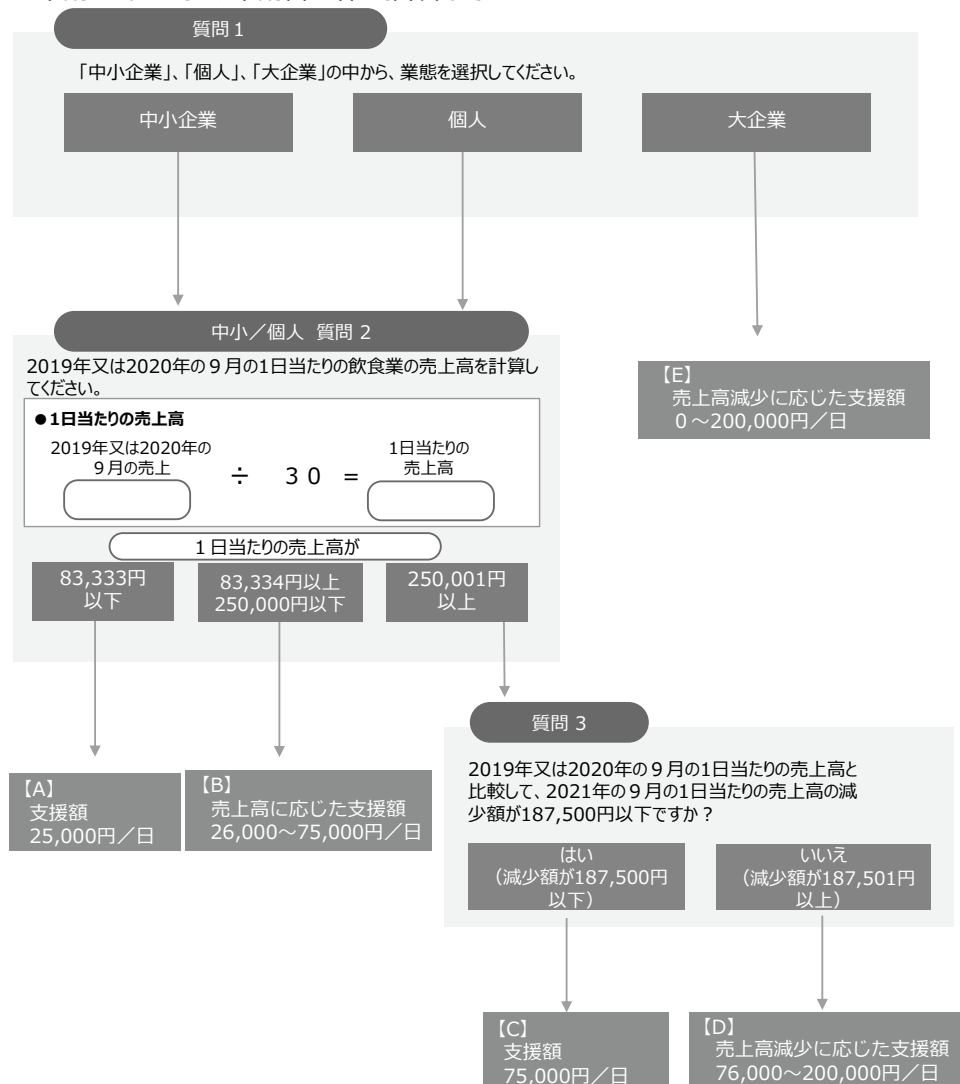
いいえ

いいえ

支援金の対象外です
(申請できません)

支援金額の計算手順フロー

※申請に当たっては、申請書に沿って計算してください。



※新規開店に係る売上高算定の特例

開店日	1日あたりの売上高計算方法
2020年9月2日～2020年9月30日	(開店日から2020年9月30日の売上高の合計) ÷ (開店日から2020年9月30日までの暦日数)
2020年10月1日～2021年9月12日	(開店日から2021年9月12日の売上高の合計) ÷ (開店日から2021年9月12日までの暦日数)

【企業規模の定義】 中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

●中小企業

〈飲食業〉

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人

〈カラオケなどのサービス業〉

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人

●大企業

〈飲食業〉

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

〈カラオケなどのサービス業〉

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人を超える会社

【協力支援金に関するお問い合わせ】

【問い合わせ先】 011-350-7377 北海道感染防止対策協力支援金コールセンター

受付時間 平日 8時45分から17時30分まで URL <https://hokkaido-shienkin.jp>

北海道への申請概要

【受付期間】令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで【当日消印有効】

【申請書類の郵送先】※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒063-8691 ※住所の記載は不要です

札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)係

※申請書類等は、道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村で入手できるほか、以下よりダウンロードすることが可能です。

北海道のホームページ(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top09.html>

※現在、電子申請の準備をしておりますので、詳細が決まり次第上記ホームページ内で、お知らせします。

(URL) <https://hokkaido-shienkin.jp> (準備中 10月1日予定)

北海道への申請について

I 協力支援金の概要

【支給の考え方】

一般措置区域(石狩管内(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市以外の区域。以下同じ)の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

※酒類提供の有無にかかわらず、従来から20時を越えて営業を行っている施設が対象となります。(従来から20時までに閉店している施設は支援金の支給対象とはなりません。)

II 申請要件

次の全ての要件を満たす者であること。

1 一般措置区域内において対象施設を管理する法人又は個人事業者

※一般措置区域内の対象施設を管理する事業者の本社が、一般措置区域外にある場合も支給対象となります。

※一般措置区域内で複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。

この場合、各施設の支給金額を合計した金額を支給いたします。

2 要請期間開始の前日(令和3年9月12日(日))の時点で、営業に必要な保健所の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「社交飲食店営業許可」などでは不可)を取得し、かつ、営業実態がある対象施設を管理する事業者

※1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【要請期間】令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで(18日間)

(全ての期間にご協力いただくことが必要です。)

3 要請期間の全てにおいて、下記(1)から(4)の全ての感染症防止対策に取り組んだ対象施設を管理する事業者

要請・協力依頼の内容

(1) 営業時間は、5時から20時までとする。

(2) 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件*を満たす店舗においては19時30分までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。

*・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)

・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底

・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ

・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする

・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)

・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う

- (3) 業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する。
- ・従業員への検査推奨
 - ・入場者の整理、誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じるなど
- (4) 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。

【参考情報】

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>



* 感染防止対策チェック項目

【北海道のホームページ】

(URL) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf



* 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

(URL) <http://zensyaren.net/>

* オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

* カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

(URL) <https://www.kua.or.jp/>

* 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

* 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

【公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会のページ】

(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>

4 本支援金は、道の「北海道大規模施設等協力支援金」と重複して受給することができません。また、本支援金の支給対象の事業者は、国の「月次支援金」や道の「道特別支援金C」(道議会で議決された場合)の給付対象外となります。

5 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1)事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。)第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。)である場合
- (2)暴力団(法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4)事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 北海道のホームページ

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top09.html>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

(2) 道庁本庁舎 1 階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村

2 申請書類の提出

「申請書類について(7ページ～)」に記載の申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。 ※申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。 ※提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間

(1) 郵送による申請 令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで【当日消印有効】

【郵送先】 ※住所は記載不要です

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等) 係

※郵便物の到着に係る確認の問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。

※写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前(法人名、個人事業者名)や施設名を余白や裏面に記載してください。

※封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

※感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

(2) 電子申請

現在、電子申請は準備中ですので、詳細が決まり次第、お知らせします。

【URL】<https://hokkaido-shienkin.jp>(準備中 10月1日予定)

4 申請の簡素化 次の(1)、(2)に該当する方は簡素化が可能です。詳細はチェックリストをご参照ください。

(1) 以下の支援金を申請した方

(支援金の名称)	(対象期間)
緊急事態措置協力支援金【5月分】	5月16日(日)～5月31日(月)
緊急事態措置協力支援金【6月分】	6月1日(火)～6月20日(日)
緊急事態措置協力支援金【8～9月分】	8月27日(金)～9月12日(日)

(2) 以下の支援金を同時に申請する方

(支援金の名称)	(対象期間)
緊急事態措置協力支援金【8～9月分】	8月27日(金)～9月12日(日)

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなされる場合がありますので、ご注意願います。また、申請書に記載いただいた支援金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただきます。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

Ⅳ その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関(税務当局・警察署・保健所・市町村等)に提供する場合があります。
- 3 誓約書(様式2)に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書＜様式1＞

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。
飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。（申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください。）

■ 事業者情報等（個人）

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【9月分】		申請書【事業者情報等】		<様式1-1>	
北海道知事 鈴木 直道 様		令和 3年 10月 日		個人事業主の記載例	
営業時間短縮等の要請に協力しましたので、緊急事態措置協力支援金（飲食店等）支援金の支給を申請します。					
＜重要＞ 以前に緊急事態措置協力支援金の申請をしている方は、当時の申請から変更がない場合、チェックを入れることで、★印の項目の記入を省略できます。既に支給決定通知を受け取っている場合は、（ ）内に支援金通知番号を記入してください。					
☐ 【5月分】支援金通知番号（ ）		☐ 【6月分】支援金通知番号（ ）			
☐ 【8～9月分】支援金通知番号（ ）					
【事業者情報】		〒085-0000 北海道 釧路市 浦見 丁目 番 号 固定電話、携帯電話欄は担当者の直通電話や業務用携帯電話等、日中連絡が取れる連絡先を記入			
連絡先 ※お問合せ先		固定電話 0154-00-0000		携帯電話 090-0000-0000	
ホームページURL ★ ※ある場合		https://www.000.co.jp			
【法人】					
申請事業者名		法人番号 フリガナ 名称 代表者役職 代表者氏名			
担当者 ★		所属部署 フリガナ 氏名			
E-mail		☐ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェック☑してください。			
資本金の額又は出資の総額 ★		円		常時使用する従業員の数 ★ 人 (令和3年9月12日時点)	
企業規模区分 ★		☐ 中小企業 ☐ 大企業 ※該当するほうにチェック☑を入れてください			
通知書送付先 ★		〒 上記事業者の所在地とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。			
【個人事業者】		フリガナ オシヨクジドコロ ホッカイドウ			
申請事業者名		名称 お食事処 北海道 代表者役職 代表者氏名 北海道 太郎			
生年月日		西暦 1970年 月 日			
E-mail ★		hokkai.tarou@oshokuji.com ☐ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェック☑してください。			
個人事業者の自宅住所 ★		〒085-0000 北海道釧路市 双葉町 番 号			
通知書送付先 ★		〒 上記事業者の所在地及び自宅住所とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。			
【口座振替の申し出】 北海道から支払われる協力支援金については、下記に口座振替払い					
緊急事態措置協力支援金の申請状況		☐ 緊急事態措置協力支援金【5月分】で申請をした口座を指定します。 ☐ 緊急事態措置協力支援金【6月分】で申請をした口座を指定します。 ☐ 緊急事態措置協力支援金【8～9月分】で申請をした口座を指定します。			
振込先口座 ★ (注1)		金融機関 金融機関コード 0 0 0 0 支店番号 0 0 0 0 預金種目 (注2) (普通) ・ 当座 0 0 0 0 0 0 0 0 口座番号 (右詰めで記入)			
口座名義人 ★ (カナ)		口座名義フリガナ (注3) ホッカイ タロウ 口座名義人 北海道 太郎			
※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）					
注1 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。					
注2 お振込みは、普通預金口座、又は、当座預金口座のいずれかのみとなります。					
注3 「口座名義フリガナ」は通帳中の「おなまえ」欄にカタカナで記載されている名義をご記入ください。					
この申請書で申請する施設数の合計		7 施設		この申請書で申請する支給金額の合計 450,000 円	
注 審査の結果、申請いただいた全部又は一部の施設について、支給対象外となる場合があります。施設ごとの支給金額は、企業規模や売上高等に応じて算出されます。支給金額の合計については、全ての申請施設の金額算出後に記載してください。					
※ 申請書等は、ご提出前に写しを取ってお手元で保管してください。					

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限り
ます。

■ 事業者情報等 (法人)

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【9月分】 申請書【事業者情報等】

<様式1-1>
令和 3年 10月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

法人の記載例

営業時間短縮等の要請に協力しましたので、緊急事態措置協力支援金（飲食店等）支援金の支給を申請します。

「重要」
以前に緊急事態措置協力支援金の申請をしている方は、当時の申請から変更がない場合、チェックを入れることで、★印の項目の記入を省略できます。既に支給決定通知を受け取っている場合は、（ ）内に支援金通知番号を記入してください。

☐【5月分】支援金通知番号（ ）

☐【6月分】支援金通知番号（ ）

☐【8～9月分】支援金通知番号（ ）

【事業者情報】

〒041-0000
北海道 函館市美原 丁目 番 号
固定電話、携帯電話は担当者の直通電話や業務用携帯電話等、日中連絡が取れる連絡先を記入

連絡先
※お問合せ先

固定電話 0138-00-0000 携帯電話 090-0000-0000

ホームページURL★
※ある場合

https://www.000.co.jp

【法人】

法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0

フリガナ

カブシキガイシャ ホッカイドウ

申請事業者名

名称 株式会社 北海道

代表者役職

代表取締役社長

代表者氏名

渡島 太郎

担当者★

所属部署 総務部経理課

フリガナ

ヒヤマ ハナコ

氏名

山花 花子

E-mail

keirika@hokkaido.com

☐ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックしてください。

資本金の額又は
出資の総額★

500万 円

常時使用する
従業員の数★

25 人
(令和3年10月31日時点)

企業規模区分★

☐ 中小企業 ☐ 大企業 ※該当するほうにチェックを入れてください。

通知書送付先★

〒 該当する区分にチェックを入れてください。

【個人事業者】

フリガナ

申請事業者名

名称

代表者役職

代表者氏名

生年月日

西暦 年 月 日

E-mail★

☐ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックしてください。

個人事業者の
自宅住所★

〒

通知書送付先★

〒

【口座振替の申し出】

北海道から支払われる協力支援金については、下記により口座振替を希望する場合は、必ず申請者名義の口座を指定してください。

緊急事態措置協力
支援金の申請状況

☐ 緊急事態措置協力支援金【5月分】
で申請をした口座を指定します。

☐ 緊急事態措置協力支援金【6月分】
で申請をした口座を指定します。

☐ 緊急事態措置協力支援金【8～9月分】
で申請をした口座を指定します。

振込先口座★
(注1)

金融機関

△△ 銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 支店

金融機関コード

0 0 0 0 0 0 0 0

支店番号

0 0 0 0 0 0 0 0

預金種目(注2)

普通 当座

口座番号(右詰めで記入)

0 0 0 0 0 0 0 0

口座名義人★
(カナ)

口座名義フリガナ(注3)

カ) ホッカイドウ

口座名義人

株式会社 北海道

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限りです。)

注1 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

注2 お振込みは、普通預金口座、又は、当座預金口座のいずれかのみとなります。

注3 「口座名義フリガナ」は通帳中の「おなまえ」欄にカタカナで記載されている名義をご記入ください。

この申請書で申請する
施設数の合計

1 施設

この申請書で申請する
支給金額の合計

1,620,000 円

※ 審査の結果、申請いただいた全部又は一部の施設について、支給対象外となる場合があります。施設ごとの支給金額は、企業規模や売上高等に応じて算出されます。

支給金額の合計については、全ての申請施設の金額算出後に記載してください。

※ 申請書等、ご提出前に写しを取ってお手元で保管してください。

8

申請書類について

■ 申請施設の情報

緊急事態措置協力支援金【9月分】申請書【申請施設の情報】

<様式 1-2>

要請期間中、全ての期間にご協力いただいた施設

※ 要請期間は、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までです。
からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たすものとします。

例：居酒屋、レストラン、喫茶店、バー、スナック
カラオケボックス、結婚式場等の業態を記入

フリガナ	ホッカイドウレストラン ハコダテシテン	業種 業態	レストラン
名称	北海道レストラン 函館支店	電話 番号	0138-■■-▲▲▲▲
住所	〒041-0000 北海道函館市西桔梗町●番地●号		
申請する施設ごとに本頁及び次頁（支給金額計算手順書）を作成してください。	11:00 ~ 23:00 要請期間（9月13日（月）～9月30日（木））の全てにおいて、 ☒ 営業時間を5時から20時までの間に短縮（休業を含む）しました。 ☒ 一定の要件＊を満たした上で、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を19時30分までとしました。（酒類の提供を終日行わない場合を含む。） ＊・同一グループの入店は、原則4人以内 ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践） ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う ☒ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施しました。 ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理、誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など ☒ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行いませんでした。 ※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。		
取組施設	要請期間の取組内容及び協力開始日	要請期間における営業時間を記入してください。 休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	11:00 ~ 20:00
		要請期間における酒類の提供時間を記入してください。 提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。	11:00 ~ 19:30
中小企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の下限額での申請希望	中小企業で、1日当たりの売上高が83,333円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、支援金の下限額（2万5千円/日）で申請される場合、下記にチェックを入れてください。 ※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる資料は提出不要となります。 ☐ 当施設（店舗）については、支援金の下限額で申請します。		

※ 複数施設を支援金の下限額（25,000円/日）で申請する場合、チェックを入れてください。

申請書類について

■ 中小企業・個人事業者用 支給金額の計算手順

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【9月分】申請書【支給金額の計算手順】 <様式1-3>

中小企業・個人事業者

店舗名 北海道レストラン 函館支店

「中小企業」、「個人事業者」に該当する場合は、必ず「中小企業・個人事業者」にチェックしてください。

■「中小企業」、「個人事業者」に該当する場合は、2019年又は2020年9月の売上高を記入し、2021年9月の売上高を記入してください。

2019年又は2020年9月の売上高 9,000,000 円 ÷ 30 = 300,000 円

※小数点以下切り上げ

☆2020年9月2日以降に営業を始めた方は次の計算式により、1日当たりの売上高①を算出してください。

開店日	2020年9月2日以降に営業を始めた方のみ記入
2020年9月2日	2020年9月2日～2020年9月31日の売上高の合計
2020年9月3日	2020年9月3日～2020年9月31日の売上高の合計
2020年10月1日	2020年10月1日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月2日	2020年10月2日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月3日	2020年10月3日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月4日	2020年10月4日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月5日	2020年10月5日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月6日	2020年10月6日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月7日	2020年10月7日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月8日	2020年10月8日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月9日	2020年10月9日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月10日	2020年10月10日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月11日	2020年10月11日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月12日	2020年10月12日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月13日	2020年10月13日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月14日	2020年10月14日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月15日	2020年10月15日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月16日	2020年10月16日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月17日	2020年10月17日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月18日	2020年10月18日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月19日	2020年10月19日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月20日	2020年10月20日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月21日	2020年10月21日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月22日	2020年10月22日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月23日	2020年10月23日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月24日	2020年10月24日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月25日	2020年10月25日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月26日	2020年10月26日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月27日	2020年10月27日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月28日	2020年10月28日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月29日	2020年10月29日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月30日	2020年10月30日～2020年10月31日の売上高の合計
2020年10月31日	2020年10月31日の売上高

売上高合計 円 ÷ 歴日数 日 = 1日当たりの売上高① 円

※小数点以下切り上げ

●83,333円以下の場合…1日当たりの支援金額【A】25,000円（定額）【A】 円

●83,334円以上、250,000円以下の場合

1日当たりの売上高に0.3をかけて1日当たりの支援金額【B】を算出

1日当たりの売上高① 円 × 0.3 = 1日当たりの支援金額 ⇒ 【B】 円

※千円未満は切り上げ

●250,001円以上の場合

2019年又は2020年9月の1日当たりの売上高と比較して、2021年9月の1日当たりの売上高の減少額が187,500円以下ですか？

2021年9月の1日当たりの飲食業の売上高を計算してください。

2021年9月の売上高 2,000,000 円 ÷ 30 = 66,667 円 ⇒ 1日当たりの減少額③ 233,333 円

※③=①-②
※小数点以下切り上げ

◆減少額が187,500円以下の場合…1日当たりの支援金額【C】75,000円（定額）【C】 円

◆減少額が187,501円以上の場合

1日当たりの減少額③に0.4をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの減少額③ 233,333 円 × 0.4 = 1日当たりの支援金額 ⇒ 93,333.2 円 ⇒ 支援金額④ 94,000 円

※千円未満は切り上げ

1日当たりの売上高①に0.3をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの売上高① 300,000 円 × 0.3 = 1日当たりの支援金額 ⇒ 90,000.0 円 ⇒ 支援金額⑤ 90,000 円

※千円未満は切り上げ

支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額 【D】 90,000 円

支給金額算出

【A】～【D】の該当金額 90,000 円 × 協力日数 18 日 = 当該期間の支給金額 1,620,000 円

※大企業は大企業用の様式をお使いください。

2 誓約書＜様式2＞

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

■ 誓約書

北海道知事 鈴木 直道 様	＜様式2＞ 一般措置区域用
誓 約 書	
緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【9月分】の申請に当たり、下記のとおり誓約します。	
記	
1 要請期間の全てにおいて、営業時間の短縮及び一定の要件を満たした上で、酒類提供時間の短縮（酒類の提供を終日行わないを含む）、カラオケ設備の提供を行わないなどの取組を実施しました。なお、営業に当たっては、業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目に基づき、施設における感染防止対策の再確認と徹底を行いました。	
【要請期間】 令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで18日間 全ての期間にご協力いただく必要があります。	
2 本支援金は、道の「北海道大規模施設等協力支援金」と重複して受給できないこと、また、本支援金の支給対象の事業者は、国の「月次支援金」や道の「道特別支援金C」（道議会で議決された場合）の給付対象外となることを理解し、そのことに同意します。	
3 申請者は、「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の申請要件等の内容を確認しており、申請書に記載する施設の名称、住所、営業時間の短縮等の取組内容、その他全ての記載事項、提出書類に間違いはありません。	
4 「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の「Ⅱ 申請要件 5」で定める暴力団排除に関する条項のいずれにも該当しません。	
5 支給要件の審査等に当たり、追加書類の提出を求められた場合、速やかに応じます。また、追加書類を指定した期日までに提出しなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。	
6 支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、申請内容に虚偽があることが判明した場合には、支援金の全額返還に応じるとともに、加算金の請求があった場合も応じることに同意します。また、道が事業者名を公表することに同意します。	
7 申請書に記載された売上高を証する書類を5年間保存するとともに、道から、申請内容等について検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。	
8 営業時間短縮等の要請に応じた施設名（屋号）及び所在地を道が公表する場合があることに同意します。	
9 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局、警察署、保健所、市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。	
10 提出した基本情報等が協力支援金の事務のために第三者に提供される場合（申請要件の充足性を判断するために道又は市町村が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び協力支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（申請要件の充足性を判断するために道又は市町村が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があることに同意します。	
11 申請者は、知事から給付される協力支援金の受領権限を事務局に委任すること及び事務局が受領した協力支援金を申請書により示された口座へ振り込むことに同意します。	
なお、これら事項に関して当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。	
【署名欄】 署名年月日 令和 年 月 日	
申請者住所 	
申請事業者名 	
代表者役職・氏名（自署） 	
（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）	

申請書類について

■ 必要書類チェックリスト(個人用)

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）【9月分】必要書類チェックリスト					
申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。					個人
申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。 なお、5月16日（日）から5月31日（月）までの要請に係る支援金（以下【5月分】という。）、6月1日（火）から6月20日（日）までの要請に係る支援金（以下【6月分】という。）、8月27日（金）から9月12日（日）までの要請に係る支援金（以下【8～9月分】という。）を既に申請済みの方（【8～9月分】は同時申請を含む。）は、添付書類を省略して申請することが可能です。					
(1) 【5月分】、【6月分】のいずれか又は全てを既に申請し、かつ、【8～9月分】を既に申請した、又は同時に申請される方 (2) 【5月分】、【6月分】のいずれか又は全てを既に申請し、かつ、【8～9月分】を申請していない方 (3) 【5月分】、【6月分】の全てを申請せず、かつ、【8～9月分】を既に申請した、又は同時に申請される方 (4) 【5月分】、【6月分】、【8～9月分】の全てを申請していない方					
書類	説明	(1)	(2)	(3)	(4)
<様式1> 申請書	様式1-1申請書【事業者情報等】 1事業者1枚の提出となります。	☐	☐	☐	☐
	様式1-2申請書【申請施設の情報】 施設ごとに作成してください。	☐	☐	☐	☐
	様式1-3申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。	☐	☐	☐	☐
<様式2> 誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していたく事項を必ずご確認ください。	☐	☐	☐	☐
売上高及び営業実態が確認できるもの ※下取額の申請の場合、①、③、④は省略可	① 1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の9月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）	☐ (8～9月分で提出済みの場合、省略可)	☐	☐ (8～9月分で提出済みの場合、省略可)	☐
	② 直近の確定申告書「第一表」※個人番号は塗りつぶしたものの写し	省略可	省略可	省略可	☐
	③ 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。）※個人番号は塗りつぶしたものの写し	☐ (同時申請、又は既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐ (8～9月分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐
	④ 1日当たりの売上高を算出した年の青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し	☐ (同時申請、又は既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐ (既に申請した分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐ (8～9月分と同年の売上高を用いる場合、省略可)	☐
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	省略可	省略可	省略可	☐
	【売上高減少方式により算出する場合】 ⑥ 2021年9月の売上台帳等の帳簿の写し	☐ (8～9月分で提出済みの場合、省略可)	☐	☐ (8～9月分で提出済みの場合、省略可)	☐
営業に必要な許可を取得していることが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名称が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください (住民票など)	☐ (同時申請、又は提出済みの許可証が要請期間内でも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	☐ (提出済みの許可証が要請期間内でも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	☐ (8～9月分提出の許可証が要請期間内でも有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)	☐
業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニューなど	☐ (新規申請施設がない場合、省略可)	☐ (新規申請施設がない場合、省略可)	☐ (新規申請施設がない場合、省略可)	☐
要請に当たっていたことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	掲示物、店舗のホームページ、SNS画面など	☐	☐	☐	☐
申請者の本人確認書類の写し (氏名、住所、生年月日が分かる公的書類)	運転免許証、保険証等の写し	☐ (同時申請、又は変更がない場合、省略可)	☐ (変更ない場合、省略可)	☐ (同時申請、又は変更がない場合、省略可)	☐
振込先口座の写し (通帳の表紙をめくった1ページ目のコピー) 又は 支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	☐ (同時申請、又は提出済みの振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	☐ (提出済みの振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	☐ (8～9月分の振込先口座と同様の振込先口座を使用する場合、省略可)	☐

※ 省略できる書類でも既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※必要書類チェックリストは法人用もあります。個人事業者と提出する書類が異なりますので、法人で申請される方は、法人用のチェックリストをご参照ください。

3 売上高及び営業実態が確認できるもの

○【法人・個人事業者共通】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年(2019年又は2020年)の9月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分)
- ② 直近の確定申告書「別表一」(個人にあっては、「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)
※ 中小企業(個人事業者を含む)の施設で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合は、①は不要です(詳細は申請書にてご確認ください)。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額(2.5万円)となります。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。
※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。
- ※ ①については、申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上(複数事業を営んでいる場合のみ)が記載されたものをご提出ください。
※ 売上高減少額方式により算出される場合には、2021年9月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

○【法人の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「別表一」の写し)
- ② 直近及び1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ※表裏両面
- ③ 履歴事項全部証明書の写し

○【個人事業者の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)
- ② 青色申告決算書(月別売上高)の写し／白色申告収支内訳書の写し ※表裏両面

○【留意事項】

- ① 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写しを提出してください。
- ② 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

○保健所の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

- ※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(住民票の写しなど)。
- ※ 上記以外の社交飲食店営業許可などでは申請できません。

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの(申請を行う全ての施設分)

- ① 施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観(社名や施設名入り)及び内観の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写しなど
- ② 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの(申請を行う全ての施設分)

- 要請期間中に営業時間の短縮、酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を停止、または、一定要件を満たした場合において19時30分までに短縮、飲食を主として業としている施設において、カラオケ設備の利用を行わないなどの取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

(掲示物参考例) ※本様式は、北海道のホームページで公開しています。

休業のお知らせ	営業時間短縮のお知らせ	営業時間短縮のお知らせ
北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 つぎの期間 休業します。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 時短営業 を実施していますので ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 時短営業 を実施していますので ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
実施時間 月 日() ~ 月 日()	実施時間 月 日() ~ 月 日()	実施時間 月 日() ~ 月 日()
従前の営業時間 (休業前) 時 分 ~ 時 分	時短後の営業時間 時 分 ~ 時 分	時短後の営業時間 時 分 ~ 時 分
	酒類の提供：いたしません。	酒類の提供： 時 分まで
	従前の営業時間 (短縮前) 時 分 ~ 時 分	従前の営業時間 (短縮前) 時 分 ~ 時 分
店舗名:	店舗名:	店舗名:

7 □座振替を希望する□座の通帳の写し

□座名義人、□座番号、□座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

※【5月分】、【6月分】又は【8～9月分】を申請した方は省略することができます。

(これらの支援金と同じ振込先とする場合)。

※省略する場合は、上記支援金通知書があれば写しを提出してください。

8 本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

運転免許証、保険証等のいずれかの写し

※現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請にあたってよくあるお問い合わせ・留意事項

- 1 屋台、キッチンカー、宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店、飲食店のテイクアウト・デリバリー、ホテルのルームサービス、物販は、要請の対象外ですので、支援金も支給されません。
- 2 要請以前、通常の営業時間を20時までとしており、予約や宴会などの場合だけ、20時を超えて営業していた施設は原則支給対象外です。
- 3 売上を比較する年月の確定申告書を提出する場合でも、直近の確定申告書の提出が必要です。
- 4 申請者名と提出された書類(確定申告書、営業許可証等)に記載されている代表者名や事業主名等が異なる場合は、その理由(例えば、その関係性や承継されたこと等)が分かる書類を提出してください。特に確定申告書の代表者名、事業主名が異なる場合に留意してください。
- 5 支給金額の算定にあたっては、飲食部門の売上高(消費税及び地方消費税を除く)を記載いただきます。飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。(申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください。)

メモ
